

たすけ愛サークル 規約

第1条 【名 称】

本会は、「たすけ愛サークル」と称する

第2条 【目 的】

本会は、福祉に関する活動を行いながらボランティアの必要性を理解し、活動を通して得られる喜びを共有することを目的とし、令和2年7月12日設立する

第3条 【活動内容】

本会は上記目的を達成するため、主に次の活動を行う

- 1) 子ども食堂における学習支援および遊びの援助
- 2) 高齢者対象スマートフォン講座
- 3) 献血サポーター活動
- 4) レッドリボンおよびイエローリボン活動
- 5) 3R活動
- 6) その他、目的の達成に必要な活動

第4条 【会 員】

本会の目的に賛同し、加入申込を完了した中学生以上の者を会員とする

第5条 【会 費】

本会会員は、定期会費について毎年500円を納入しなければならない

第6条 【未成年者の加入】

未成年者（高校生を含む18歳未満の者）の加入については保護者の同意を必要とし、会費の納入については免除する

第7条 【事 務 局】

本会は、事務局を長崎県佐世保市戸尾町5-1 させぼ市民活動交流プラザに置く

第8条 【役 員】

次の役員を配置し、役割を次のように定める

- 1) 代表1名 この会を代表し、会運営の統括を行う
- 2) 補佐1名 会運営の統括補佐を行い、代表不在時はその業務を代行する
- 3) 会計2名 会の会計を行う
- 4) 監査1名 会計の状況を監査する

第9条 【事業年度】

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする

第10条 【経 費】

ボランティア活動保険掛金ほか本会の運営に要する経費は、納入された会費をもってあ
てる。ただし、次に掲げるものについては、原則全額自己負担とする

- 1) 活動においてかかる交通費および食費
- 2) ボランティア活動保険適応の対象とならない医療費等

第11条 【ボランティア活動保険】

ボランティア活動保険への加入については任意とし、未加入時のけが・事故については
一切責任を負わない

第12条 【個人情報の取扱い】

活動において知り得た個人情報は、いかなる理由があっても第三者へ開示することや
SNS へ投稿することをしてはならない

第13条 【強制退会】

次に定める項目について違反が認められたものを強制退会とし、再加入を認めない

- 1) 故意による個人情報の第三者への開示・SNS への投稿（第12条）
- 2) 会の風紀を著しく乱す行為
- 3) 金銭や物品の横領および窃盗
- 4) 依頼先での暴言・暴力など会員として相応しくない行為

第14条 【退 会】

会員は、退会届の提出をもって任意に退会することができる

【附 則】

- 1) この規約は、令和2年7月12日より施行する